

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築する為、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその他の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1 へ」）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むと共に、既存の取引先や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の意観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- A. 企業間の連携（業務の円滑化・安全対策等）
- B. ITを活用した情報連携や業務のデジタル化を一層進め、サプライチェーン全体における効率化を図ります。
- C. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施）
- D. 専門人材マッチング

2. 「振興基準」の順守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請は行いません。取引価格の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁の為の価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。

又、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引価格の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料を下請け業者の負担とせず、又、支払いサイトを60日以内とするよう努めます。

③ 知的財産ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の

立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡は求めません。

④ 働き方改革に伴うしわ寄せ

取引様も働き方改革に対応出来る様、下請け業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時に於いては、下請け業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には出来る限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他任意記載

- ① 業務遂行上安全管理に細心の注意を行います。
- ② 諸法規・社会規範を遵守し、取引様との共存共栄・信頼関係の構築に努めます。
- ③ 受注・商品に求められる適正な品質とコストを追求し続けます。

令和6年5月10日

株式会社 アールテック

代表取締役社長 後藤重喜